

様式第6号(1)

交付番号 ( )

交付年月日 ( )

# 雇用保険被保険者 離職票 1 資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)

帳票種別

14200

1. 被保険者番号

( )

2. 資格取得年月日

( )

3. 離職年月日

( )

4. 被保険者種類

( )  
1又は9 一般  
4又は5 高齢  
2又は3 短期

5. 再交付表示

( ) (1再交付)

離職者氏名

( )

性別

( ) (1男 2女)

生年月日 (元号一年月日)

( ) (2大正 3昭和 4平成)

喪失原因

( ) (1 離職以外の理由  
2 3以外の離職  
3 事業主の都合による離職)

離職票交付希望

( ) (1有 2無)

事業所番号

( )

管轄区分

( )

事業所名略称

( )

産業分類

( )

6. 個人番号

( )

7. 番号複数取得子チェック不要

( )  
チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。

8. 住居所管轄安定所

( )

※9. 求職申込年月日

受給資格等決定年月日

10. 認定日 (一般)

11. 認定予定月日 (高齢・短期)

4- - - - - 4- - - - -  
元号 年 月 日 元号 年 月 日

12. 賃金日額 (区分一日額又は総額)

( ) 円

区分

( ) (1日額 2総額)

13. 所定給付日数の決定に係る対象者区分

( ) (1~6)

14. 離職理由

( )

15. 求職番号

( )

16. 特殊表示区分又は  
激基指定期限年月日

( )

17. 金融機関・店舗コード

( )

口座番号

( )

18. 支払区分

( ) (0抹消  
1安定所現金払  
2安定所送金払  
3労働局送金払)

19. 区分一氏名 (加)

( ) 区分 (空欄 分かち書き 1氏名変更)

備考

平成28年1月以後に  
使用する様式です。

公共職業安定所長

※

所屬長	次長	課長	係長	係	操作者	基本手当日額 ( ) 円
						所定給付日数 ( ) 日
						給付一 ( )

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク( )の所で折り曲げてください。)

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

## 注 意

### 〔離職票－１について〕

- 1 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 2 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票－１及び離職票－２（別紙）を提出すること。
- 3 ６欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載すること。
- 4 基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として離職の日の翌日から１年間（注）（これを受給期間といいます。）であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き３０日以上職業に就くことができない者については、所定の期限までに上記２の公共職業安定所又は地方運輸局に届け出ることに由り、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年）となること。  
（注）所定給付日数が３３０日の場合「１年と３０日」、３６０日の場合「１年と６０日」となること。
- 5 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも４年間は大切に保管すること。
- 6 この離職票－１を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

### 〔資格喪失確認通知書（被保険者通知用）について〕

- 1 この処分不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 2 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 3 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。ただし、（１）再審査請求をした日から３箇月を経過しても裁決がないとき、（２）再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、いずれかに該当するときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、（１）処分、処分の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（２）その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。

平成25年1月以後に  
使用する様式です。